

福岡県公報

令和五年一月二十四日
第三百六十七号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部
改正
(行財政支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和五年一月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表八女市の項中

八女市研修センター	上陽町上横山四九〇六番地一	を
八女市総合体育館	馬場四三四番地	を
八女市研修センター	上陽町上横山四九〇六番地一	に、同表糸
糸島市立引津コミュニティセンタ	志摩御床二一六五番地三	を

糸島市立引津コミュニティセンタ

志摩御床二一六五番地三

前原南コミュニティセンター

前原南一丁目一一番二三号

に改める。